

行政文書部分開示理由説明書に対する意見書

氏 名 省略

1、 諮問事案番号

諮問第 8 5 号事案

2、 異議申し立ての対象となった行政文書の件名

築川に関する洪水実績聞き取り調査結果表

3、 別添資料

第 5 回築川流域懇談会配付資料「稗貫川・中津川・築川動植物等情報聞き取り調査結果」

4、 理由説明に対する意見

ア 非開示部分No1（聞き取り者氏名、生年、年齢欄）の開示は求めない。その余の部分は開示すべきである。

イ 非開示事由「**条例第 7 条第 2 号**」（特定の個人が識別されるため及び地区名、洪水名など他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されうる情報のため）について

当該情報の部分開示決定を行った岩手県河川課は、別添資料「稗貫川・中津川・築川動植物等情報聞き取り調査結果」を作成するにあたり当該情報と同様の手法を用い、個人名以外の全てを公表している。

これら 2 つの個人情報を用いて作成した資料の中心内容は、「個人の知る事実の提供」であり、個人情報保護条例によって保護されるような個人のプライバシーや内心の思いなどには該当しない。

そのため、「個人の権利利益の損失」は存在せず、当該情報は個人情報であっても個人名等を伏せることにより公開可能な情報である。

また、別添資料「稗貫川・中津川・築川動植物等情報聞き取り調査結果」では、聞き取り対象者の所属する組合や職業などが記載され、当該情報より格段に個人の識別が容易である。別添資料を公開し当該情報を部分開示にするという、同等の情報でありながら相違が存在する理由は、単に河川課の都合によるものであり、処分は不当である。

以上により、非開示決定処分を取り消すことを求める。

なお、当諮問において意見陳述を希望する。